

令和 5 年度県立新居浜病院納入通知書兼領収書広告募集要項

1. 趣旨

愛媛県が発行する県立新居浜病院における納入通知書兼領収書に有料広告を表示することにより、県の新たな財源を確保するとともに、地域企業等に対し優良な広告媒体を提供することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。この要項は、納入通知書兼領収書広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2. 広告を表示する媒体等

納入通知書兼領収書（県立新居浜病院分）

縦 210mm×横 296mm（単色刷り）

約 107,000 枚発行（県立新居浜病院の外来・入院患者へ毎日配布）

3. 募集の内容等

(1) 募集広告取扱業者

1 社募集

(2) 募集広告等の内容

① 広告の位置

納入通知書兼領収書の裏側上部の 1 箇所

（令和 5 年度納入通知書兼領収書広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）

② 広告枠数及び大きさ

1 枠 縦 120mm×横 250mm

③ その他

- ・愛媛県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）、要領に従うこと。
- ・上記実施要綱等とは別に、広告掲載が望ましくない業種・内容として、葬儀社、霊園・墓地、薬局、病院等の案内が該当する。
- ・掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができない。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従うこと。
- ・広告原稿の作成に要する費用は、広告取扱業者が負担すること。
- ・広告掲載に当たって、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。

(3) 広告掲載期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4. 契約の方法

愛媛県会計規則第 147 条に基づき複数の者から見積書を徴する方法（以下「見積合わせ」という。）による。

5. 見積合わせに参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2 年度から令和 4 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積書提出の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 要項等に応ずる業務を円滑かつ確実に履行できる体制が整備されていることを

証明した者であること。

(4) 広告代理店業務について、3年以上の営業経験を有する者であること。

6. 募集手続き等

募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：令和5年1月18日から令和5年2月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

配布場所：愛媛県公営企業管理局総務課（伊予鉄本社ビル2F）
愛媛県ホームページ

7. 見積書及び見積参加申込書（以下「申込書」という。）の提出

(1) 応募者は、次により直接若しくは郵送により見積書に申込書（別紙様式）を添えて提出しなければならない。

ア 提出期限：令和5年2月3日 午後5時00分

イ 提出場所：松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル2階 愛媛県公営企業管理局総務課

(2) 応募者は、見積書及び申込書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(3) 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

8. 採用者の決定

(1) 有効な見積書を提出した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 採用となるべき同価の見積書を提出した者が二者以上あるときは、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、採用者に決定するものとする。

(3) (2) の同価の見積書を提出した者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。

(4) 採用者を決定したときは、速やかに採用者の氏名及び採用金額等を、採用者とされなかった応募者に通知するものとする。

(5) 採用者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

9. 契約書の作成

(1) 契約の相手が決定したときは、県の指示により契約書を締結するものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10. その他

(1) 応募者は、この募集要項、実施要綱、表示基準、要領並びに仕様書を熟読し、遵守すること。

(2) 本件に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

11. 納入通知書兼領収書への広告掲載に関するお問合せ先
〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階
愛媛県公営企業管理局総務課 財務グループ
T E L 089-912-2793 F A X 089-947-6007
E-m a i l kigyousoumu@pref.ehime.lg.jp